

## 「子どもを守る条例」施行後の進捗状況について

## 1. 条例の周知・啓発について（今年度実績）

### ① 啓発ポスターの配布【一般向け】

令和2年7月から約2,000部を配布。市内の公的施設や幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小・中学校、外部関係機関、自治会の掲示板等への掲示を依頼。

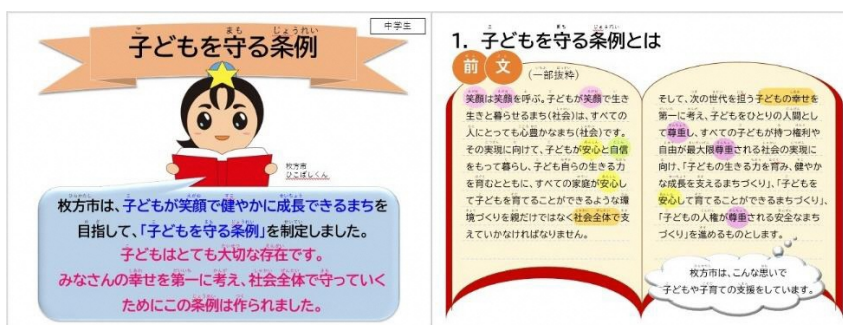
### ② 啓発リーフレットの配布【一般向け】

令和2年7月から約5,000部を配布。市内の公的施設や幼稚園、保育所、小・中学校、外部関係機関等へ配布。

### ③ 子ども向け電子リーフレットの作成・配布【子ども向け】

市内の公立小学生（1～2年生・3～6年生）、中学生を対象にした電子リーフレットを3種類作成し、全員配布しているタブレットのトップ画面にリンクを添付する形式で配布。今年度中に計4回に分けて配布する。

・中学生バージョン



### ④ 啓発動画の作成・公開【一般向け】

「子どもを守る条例」の啓発として「子どもを守る」をテーマに子どもの支援等に携わる専門家へのインタビュー動画を作成し公開。今年度は枚方市ひとり親家庭相談支援センターにおける法律相談の担当弁護士である玉野まりこ弁護士と、関西外国語大学外国語学部教授であり、本市スクールソーシャルワーカーのSVである新井肇教授のインタビュー動画を2回に分けて公開する。

・現在公開中の動画



### ⑤ 広報ひらかた特集記事【一般向け】

広報ひらかた 12月号の特集記事として、条例の理念や子どもや子育て世帯への支援を紹介する内容で掲載。

### ⑥ 「子どもを守る条例」啓発イベントの開催【一般・子ども向け】

本条例の施行から1年にあたる令和4年3月に親子で参加できる啓発イベントを公民連携の取り組みとして実施する予定。

### ⑦ その他【一般向け】

市公式 SNS (LINE、Twitter) や FM ひらかた 等も活用し随時発信。

## 2. 条例の認知度について

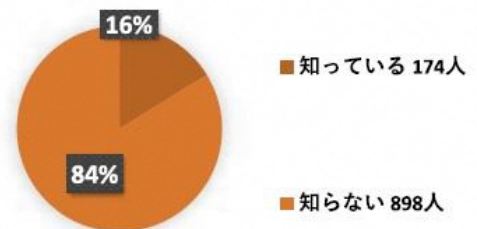
### ① スマホアンケート

広聴相談課によるスマホアンケートを活用し、「子どもを守る条例」の認知度等を調査した。

条例を「知っている」と答えた割合は、16%であった。

※調査期間：令和3年11月10日(水)～19日(金)

※有効回答数：1,072



### ② 人権問題に関する市民意識調査

人権政策室が実施した市民意識調査中の「法律や条例等の認知度」の項目に「子どもを守る条例」が含まれている。

条例を「内容をある程度知っている」と「あることは知っている」を合わせた『知っている』割合は、38.1%であった。

※調査期間：令和3年6月23日(水)～7月9日(金)

※調査対象：市内に居住している満18歳以上

※有効回収率：38.9% (1,168票/3,000票)



### 3. 来年度以降の取り組みについて

#### ① 条例の周知・啓発（第5条の2）

- ・子ども向け電子リーフレットの作成【子ども向け】
- ・啓発動画の作成・公開【一般向け】
- ・「子どもを守る条例」啓発イベントの開催【一般・子ども向け】

#### ② 相談体制の充実（第11条）

[子ども]

- ・「子ども見守りシステム」(図1参照)の稼働を通じた相談体制の充実(R4年4月～)

[ひとり親家庭]

- ・LINE相談(R4年4月～)
- ・ひとり親家庭支援手続きガイドシステム(R4年4月～)

#### ③子どもの社会参加等の推進（第12条）

- ・「子どもを守る条例」啓発イベントの開催【一般・子ども向け】(再掲)

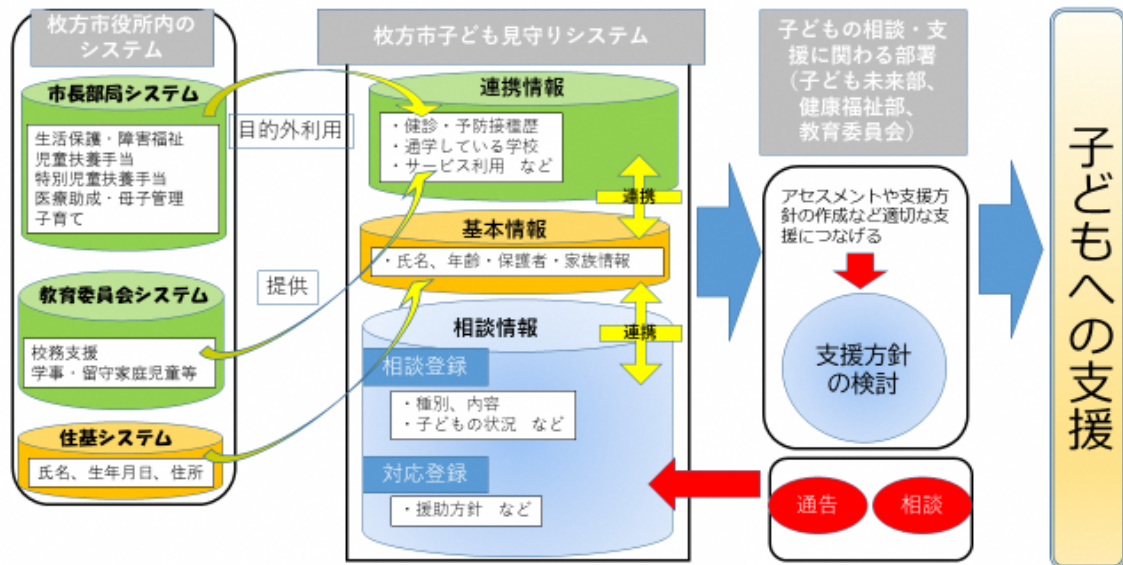
#### ④継続的な子育て支援の充実（第13条）

- ・「子ども見守りシステム」の稼働を通じた適切な支援の提供(R4年4月～)(再掲)
- ・市内・地域連携⇒要対協で、幅広く支援を要する子ども達への支援を推進

#### ⑤(仮称)子どもの生活に関する実態調査の実施

【図1】

枚方市子ども見守りシステムのフロー図



以上